

実 施 機 関 別 の 諮 問 事 項

諮 問 事 項	番 号	実施機関 諮問内容	市 長	教 育 委 員 会	選 挙 管 理 員 会	監 査 委 員	農 業 委 員 会	固 定 資 産 評 価 委 員 会	議 会
① 思想信条等に関する 個人情報の取得の制限	類型 1	選考関係	○	○		○	○	○	
	2	職員等の人事管理関係	○	○		○			
	3	申請、届出関係	○	○					
	4	相談関係	○	○					
	5	教育、指導関係	○	○					
	6	施設運営関係	○	○					
② 本人からの取得の原則	類型 1	選考関係	○	○		○	○	○	
	2	職員等の人事管理関係	○	○		○			
	3	申請、届出関係	○	○					
	4	相談関係	○	○					
	5	交渉関係	○	○					
	6	指導、評価関係	○	○		○			
	7	資料収集関係	○	○		○	○		○
③ 目的外の利用・提供 の制限	類型 1	選考関係	○	○		○	○		
	2	報道関係	○	○		○	○		
	3	成人式式典関係	○						
	4	地域福祉関係	○						
	5	市役所事務委託関係	○						
	6	乳幼児・児童健全育成関係	○						

④ 電子計算機等 の結合	による提供の制限	類型 1	インターネットを活用した個人情報 の提供であって右に掲げる要件を満 たすもの	○	○	○	○	○	○	○
⑤ 個人 情報取扱事務	登録簿の除外	類型 1	国又は他の地方公共団体の職員 等に関する人事管理事務	○	○					
		2	資料その他の物品の送付等の事務	○	○	○	○	○	○	○
		3	事務の目的達成後廃棄する個人情報 を取り扱う事務	○	○	○	○	○	○	○

(1) 思想、信条等に関する個人情報の取得の制限の例外事項
(七尾市個人情報保護条例第5条第2項ただし書)

類 型	取得する理由
① 選考関係 ・ 栄典、表彰の選考事務において、候補者の個人情報を取得する場合	・ 栄典、表彰を行う場合、犯罪歴を有する者が受賞された場合、市民感情にそぐわないと考えられることから、適任者選考のため候補者の犯罪歴の有無を確認する必要がある。
② 職員等の人事管理関係 ・ 職員、教職員の任命等を行うに当たり、個人情報を取得する場合	・ 職員、教職員の配置等の人事管理を適切に行うに当たっては、職員、教職員の身体に関する個人情報を取得する必要がある。
③ 申請、届出関係 ・ 申請、届出に関する事務において、個人情報を取得する場合	・ 各種の申請、届出に係る事務処理に当たっては、要件審査等のため、申請者等から身体に関する個人情報を取得する必要がある。 ・ 申請等の内容によっては、本人の意思により思想、信条及び信教に関する個人情報が提供され、取得せざるを得ない場合がある。
④ 相談関係 ・ 市民等からの相談、苦情、通報等において、相談者の意思により個人情報が提供され、取得する場合	・ 相談等の内容は、相談者等の自由な意思により一方的に提供されるものであり、その性質上、取得を拒むことは出来ない。 ・ 相談等に適切に対応するためには、個人情報を的確に把握することが必要な場合がある。
⑤ 教育、指導関係 ・ 教育、指導、評価、訓練の事務において、対象となる者等の個人情報	・ 教育、指導、評価、訓練の事務を行うに当たっては、その対象となる者の実情を把握するために必要な範囲内で、身体に関する個人情報を取得することが必要な場合がある。

報を取得する場合	
⑥ 施設運営関係 ・市営住宅等の適正な管理を行うため、入居者等の個人情報を取得する場合	・市営住宅等の入居者等の実情を正確に把握し、施設の整備や入居者等の処遇を的確に行うに当たっては、身体に関する個人情報を取得することが必要な場合がある。

(2) 本人からの取得の原則の例外事項

(七尾市個人情報保護条例第5条第3項第7号)

類 型	本人以外の者から取得する理由
① 選考関係 ・栄典、表彰の選考事務において、候補者に関する個人情報を推せん団体等から取得する場合	・本人から取得したのでは、情報の客観性、正確性が担保できない場合がある。選考に必要な範囲内で、本人以外の者からも個人情報を取得する必要がある。 ・候補者段階で本人から取得したのでは、事務の目的達成に支障を生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがある。
② 職員等の人事管理関係 ・職員、教職員、委員の任免を行うに当たり、対象者に関する個人情報を本人以外の者から取得する場合	・任用等に当たっての適格性の審査や免職等の懲戒処分にあたっての事案に応じた的確な処理等を行うため、本人以外の者から取得することが必要な場合がある。
③ 申請、届出関係 ・申請、届出に関する事務において、申請等に伴い提出された書類の中に申請者等以外の者に関する個人情報が含まれている場合	・申請、届出の必要記載事項として、本人以外の個人情報を取得する場合がある。 ・援助費、奨学金、補助金等の給与・支給事務に際し、要件審査等に必要所得・資産状況等の個人情報を正確に把握する必要がある。
④ 相談関係 ・市民等からの相談、苦情、通報等において、その内容に本人以外の者に関する個人情報が含まれている場合	・相談等の内容は、相談者等の自由な意思により一方的に提供されるものであり、本人以外の個人情報が提供される場合には、その取得を拒むことができないことがある。 ・相談等に適切に対応するためには、相談者以外の者に関する個人情報を取得することが必要な場合がある。

⑤ 交渉関係 ・用地交渉等の事務において、権利関係や評価等に関する個人情報を法務局等から取得する場合	・本人から取得したのでは、情報の客観性、正確性を担保できない場合があり、当該事務の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがある。
⑥ 指導、評価関係 ・学校等における指導、評価事務において、本人から取得したのではその目的を達成し得ない場合	・指導、評価の事務を行うに当たっては、当該個人情報の客観性、正確性が必要とされることから、本人以外の関係者から取得することが必要な場合がある。
⑦ 資料収集関係 ・実施機関以外の者から送付された資料等の中に個人情報が含まれている場合	・団体等から送付される資料に名簿等の個人情報が含まれることがある。 ・報告書等の一部に個人情報がある場合、当該部分を除いて取得することが困難である。

(3) 目的外の利用・提供制限の例外事項

(七尾市個人情報保護条例第7条第1項第6号)

類 型	利用・提供する理由
① 選考関係 ・ 栄典、表彰の選考事務において、個人情報を提供する場合 ・ 委員、講師、指導者等の選任事務において、個人情報を提供する場合	・ 適任者を幅広く求める必要があるが、候補者の段階で本人から取得したのでは、事務の目的達成に支障を生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあるため、個人情報を、実施機関以外の市及び国、県の機関に提供することが必要な場合がある。
② 報道関係 ・ 報道機関への公表や報道機関からの取材、要請等に応じて、個人情報を提供する場合	・ 対象となる個人情報の内容、社会的関心の高さ、公表した場合の影響等を判断し、公表することが社会通念上許容される範囲である場合は、報道機関に発表し、又は取材に応じることが必要な場合がある。 ・ 特に、犯罪・事故等特別な理由がある場合は、公表することが公益上必要な場合がある。
③ 成人式式典関係 ・ 新成人者に式典参加を呼びかけるにあたって個人情報を利用する場合	・ 市主催の成人式に新成人の出席を呼びかけるため、住民基本台帳（外国人を含む）を利用して二十歳全員に参加有無の案内書を郵送する必要がある。 ・ 住民登録者の新成人にもれなく案内することが、市民サービスであり、公平性においても必要である。 ・ 式典終了後は、当該個人情報は、破棄する。 抽出項目：住所、氏名、生年月日 (ただし、他の実施機関に提供するときは、住所、氏名のみとする。)
④ 地域福祉関係 ・ 地域福祉活動において民生委員の活動に必要	・ 地域福祉の推進において民生委員が民生委員法に定められた職務を行う場合においては、地域住民の個人情報を保持する必要がある。

な範囲内で個人情報提供する場合	・個人の情報を住民基本台帳（外国人を含む）から民生委員の活動に必要な範囲内で提供する。 ・ただし、法律や制度の改正があったら、直ちに審査会に諮問する。 ・当該個人情報を受けた民生委員は、適正に管理するものとする。 抽出項目：住所、氏名、生年月日、性別、世帯主
⑤ 市役所事務連絡関係 ・市が町会を通じて行政文書を配布するときに、必要かつ最小限の範囲で個人情報を提供する場合	・市町会連合会とは、七尾市役所事務連絡に関する規則に基づき、行政事務の事務連絡に関する委託契約を締結している。その事務を公平に円滑に進めるために、町会長に必要かつ最小限の情報を提供する必要がある。 ・世帯主の氏名及び住所を町会ごとに作成、提供を希望する町会長に写しを交付する。 ・弊害が発生したとき若しくはシステムを再検討すべき事態が発生したときは、再度、審査会に諮問する。
⑥ 乳幼児・児童健全育成関係 ・民生児童委員は、乳幼児・児童を把握し、健全育成のため、必要な範囲内で個人情報を提供する場合	・民生児童委員は、乳幼児・児童の健全育成の推進において、要保育児童や未就園児把握及び児童家庭の見回りをするため、乳幼児・児童を把握する必要がある。 ・民生児童委員の活動に必要な範囲内で住民基本台帳（外国人を含む）から提供する。 ・ただし、民生児童委員が提供を希望した時点において、当該個人の部分の情報を提供する。 抽出項目：住所、子の氏名、性別、生年月日

(4) 電子計算機の結合による提供の制限の例外事項
(七尾市個人情報保護条例第8条第2項)

類型	提供の必要性	事務例
①インターネットを活用した個人情報の提供であって右に掲げる要件を満たすもの	・インターネットの活用により、市においてもホームページを活用して市民等に行政情報を提供している。インターネットは、情報の即時性、最新性等の特性から情報提供の重要な手段となっている。 このような状況を踏まえ、実施機関がインターネットを活用して個人情報を提供する場合は、次に掲げる要件を満たすこととする。 1 インターネットを活用して個人情報を提供することに市民サービスの向上、事務の効率化等の公益上の必要性が認められること 2 インターネットの活用による個人情報の提供内容が、社会通念上許される範囲のものであること 3 ホームページの内容等が、改ざんされないよう、不正アクセスの防止等に対して適切な措置が講じられていること	七尾市ホームページ (提供する内容) ・ 講演者 ・ 講師 ・ 職員等

(5) 個人情報取扱事務登録簿の除外事項

(七尾市個人情報保護条例第11条第2項第2号)

類 型	登録の対象から除く理由
① 国又は他の地方公共団体の職員又は職員であった者の人事、給与、福利厚生等に関する事務	市職員と同様、その存在及び利用方法も一般に当事者たる職員又は職員であった者によく知られていることに加え、それぞれの機関において当事者たる職員又は職員であった者が当該事務の内容を知りえることから対象除外とするもの
② 資料その他の物品等の送付又は業務上必要な連絡のために、相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを取り扱う事務	資料その他の物品等の送付や連絡の目的で利用され、送付や連絡に必要な事項のみを記録するもので、登録して一般の閲覧に供する意義が乏しいことから対象除外とするもの
③ 文書管理上、文書の保存期間が定められておらず、事務の目的達成後廃棄されることとなる個人情報を取り扱う事務	行政文書として保存の対象とされておらず、また、事務の目的が達成されれば廃棄されるものであることから、登録して一般の閲覧に供する意味が乏しく対象除外とするもの